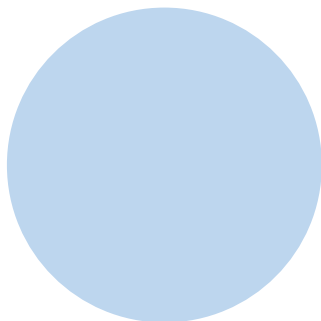


資料編



1. 総社市介護保険運営協議会委員名簿

選出区分	選出母体	氏名
被保険者を代表する者	老人クラブの代表者	岡 弘
	婦人協議会の代表者	横山 三恵子
	公募委員	桑原 勝
	公募委員	八代 洋子
	公募委員	片山 紀雄
介護に関し学識経験を有する者	吉備医師会の代表者	寺島 直之
	民生委員児童委員協議会の代表者	浅沼 弘
	岡山県立大学の教員	二宮 一枝
	吉備歯科医師会の代表者	宮脇 清
	元川崎医療福祉大学の教員（保健師）	三徳 和子
	在宅介護者の会の代表者	川西 久江
介護サービスに関する事業に従事する者	指定居宅介護支援事業所の代表者	藤井 秀昭
	指定居宅サービス事業所（訪問介護）の代表者	劔持 尚之
	指定居宅サービス事業所（通所介護）の代表者	長野 勇
	地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護）の代表者	中川 善夫
	介護保険施設の代表者	櫻井 浩之
その他介護に関係する者	愛育委員協議会の代表者	山下 芳枝
	栄養改善協議会の代表者	岡本 安子
	介護相談員の代表者	富岡 洋子

2. 計画の策定経緯

年 月 日	内 容
平成 26 年 2 月 28 日	「総社市日常生活圏域ニーズ調査」実施（2/28～3/31）
平成 26 年 5 月 9 日	県との計画策定方針協議
平成 26 年 8 月 7 日	第 1 回介護保険運営協議会の開催（ニーズ調査結果の報告）
平成 26 年 8 月 8 日	要支援認定者の現況把握調査・集計（8/8～8/22）
平成 26 年 8 月 21 日	第 1 回県ヒアリング（自然体推計・施策・課題）
平成 26 年 9 月 11 日	県との計画策定方針協議
平成 26 年 9 月 25 日	第 2 回県ヒアリング（施設整備・サービス量・保険料）
平成 26 年 10 月 17 日	県との計画策定方針協議
平成 26 年 12 月 19 日	パブリックコメント実施内容を広報紙で周知
平成 26 年 12 月 25 日	第 2 回介護保険運営協議会の開催（計画素案の審議）
平成 27 年 1 月 15 日	厚生委員会へ計画概要の説明
平成 27 年 1 月 16 日	パブリックコメントの実施（1/16～2/6）
平成 27 年 2 月 4 日	県に計画素案の提出：事前確認 （介護保険法第 117 条第 9 項に基づく意見聴取）
平成 27 年 2 月 9 日	パブリックコメントの意見集約
平成 27 年 2 月 19 日	第 3 回介護保険運営協議会の開催（計画案の最終審議）
平成 27 年 2 月 20 日	県からの指摘事項修正
平成 27 年 3 月 2 日	県に計画案の提出：県への意見照会 （介護保険法第 117 条第 9 項に基づく意見聴取）
平成 27 年 3 月 20 日	介護保険条例の一部改正議案の議決

3. 介護保険用語集

用語	用語の解説
----	-------

あ行

アセスメント	利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続きのこと。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。
一般介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業の一部であり、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業からなる。
インフォーマルサービス	家族、親戚、友人、同僚、近隣、ボランティアなどによる支援のこと。フォーマルサービスの対義。
うつ	うつの症状としては、無気力・無感動・不安感・興奮等があり、それに伴い不眠・食欲低下等がある。このような症状を示している状態のこと。
運動器	骨・関節・筋肉・神経などの身体を動かす組織・器官の総称。
ADL (エー・ディー・エル)	人間が毎日の生活を送るための基本的動作群（Activities of Daily Living）の総称。日常生活において最も基本的な動作。食事、排泄、移動、更衣、入浴、コミュニケーションなどをいう。
NPO (エヌ・ピー・オー)	ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

か行

介護給付	要介護認定を受けた被保険者に対する、訪問介護や通所介護などの居宅サービスや、介護老人福祉施設などの施設サービスなどの提供についての保険給付。 要支援認定を受けた被保険者に対するサービスの提供についての保険給付は、予防給付という。
介護認定審査会	要支援、要介護認定について、審査、判定を行うため設置された機関。保健・福祉・医療に関する学識経験者から構成され、コンピュータ判定の結果と訪問調査の特記事項、主治医の意見を基に、介護の必要性や程度について審査を行う。

介護保険施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のこと。
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・日常生活支援総合事業の一部であり、予防給付で行われていた訪問介護、通所介護を、専門的なサービス、多様な担い手による多様なサービスを提供する事業に移行するもの。既存の介護事業所に加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体による支援を行っていく。
介護予防・日常生活支援総合事業	地域支援事業の一部であり、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業からなる。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で自宅での介護が困難な要介護者が日常生活上必要な介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けることができる施設。
介護老人保健施設（老人保健施設）	症状が安定している要介護者が、家庭の復帰を目指し、医学的管理の下で、看護、介護、リハビリを中心に日常生活の世話を一体的に受けることができる施設。
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期的な療養を必要とする要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理の下に介護や機能訓練を受けることができる施設。
基本チェックリスト	65歳以上の高齢者を対象とした介護予防健診で、こころとからだの元気度をチェック（生活機能評価）する25項目の設問のこと。
共助	社会保険のような制度化された相互扶助。
居宅介護支援	要介護1～5と認定された人が、居宅サービス等を適切に利用できるように、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成し、そのサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整や便宜の提供を行うとともに、介護保険施設への入所を要する場合には、施設への紹介やその他の便宜の提供を行うこと。
居宅介護支援事業者	要介護認定者が適切に居宅サービスを利用できるよう、介護サービス計画の作成や居宅サービス事業者等との利用調整を行う事業者。
居宅サービス	要支援・要介護認定者が居宅や居宅から通うなどして受けるサービスのこと。訪問介護、訪問看護や通所介護などをいう。
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護職員等が通院の困難な要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行う。
ケアハウス（軽費老人ホーム）	老人福祉法に基づく居住施設のこと。60歳以上のひとり暮らしなどの高齢者が、自立した生活を維持できるように配慮された施設。
ケアプラン（介護サービス計画書）	利用者及び家族の望む暮らしの実現に向けて、チームが目指す方向性や果たすべき役割、提供すべきサービスやセルフケア及び家族支援を具体的に書面に表したもの。

ケアマネジメント	人々が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な課題に対して生活の目標、課題解決に至る道筋と方向を明らかにし、総合的かつ効率的に課題解決を図っていくプロセスとそれを支えるシステム。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	介護の知識を幅広く持った専門家で、要介護者からの依頼によるケアプランの作成や継続的な管理、評価、サービス事業者との連絡調整を行う。一定の研修を修了した人には「主任ケアマネジャー」の資格がある。
健康寿命	平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いたもの。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。
高額介護サービス費	介護サービスを利用した要支援・要介護の方が1か月間に支払った利用者負担額が一定の上限（負担限度額）を超えたときは、申請によりその超えた分が払い戻される制度。
口腔機能	咀嚼（かむ）、嚥下（飲み込む）、会話などの機能。
公助	自助、互助、共助では対応できないことについて、公共（公的機関）が支援すること。
高齢者虐待	高齢者が、養護者あるいは養介護施設従事者などから残酷で不当な取り扱いを受けること。「身体的虐待」「心理的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「性的虐待」の大きく5つに区分される。
高齢社会	「高齢社会」とは、総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）が14%を超えた社会を指し、21%を超えると「超高齢社会」。
互助	インフォーマルな相互扶助。近隣の助け合いやボランティア等。

さ行

財政安定化基金	介護保険の保険者である市町村が、予定していた保険料収納率を下回ったり保険給付費が見込み以上に増大したりするなどして、保険財政に不足を生じた場合に、都道府県に置かれるこの基金から当該市町村に対して資金を交付又は貸与して、安定化を図るための資金。
在宅医療・ 介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する事業。
サロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性も持った活動。
自助	自らの力で自らの収入により、生活を支え、自らの健康を維持すること。

指定管理者制度	地方公共団体や外郭団体等が行ってきた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど、法人やその他の団体に包括的に代行させる制度。
市民意見公募 (パブリックコメント)	市政への参加機会を拡大するため、市が施策の立案過程において趣旨、目的、背景等を広く公表し、市民等からの意見を求める制度。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置された福祉団体で、各市町村に常設されている公共性の高い民間福祉団体。市民や行政、社会福祉事業関係者などの参加と協働により地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける「まち」の実現を目指して活動する。
社会福祉士	心身の障がいあるいは環境上の理由などが原因で、日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談援助を行う専門職。
住宅改修費の支給	要支援・要介護者の住まいを安全で使いやすくするため、また介護者の負担を軽減するために支給されるもので、住民票の住所地につき20万円を限度に9割分(18万円)までが払い戻される。
終末期ケア (ターミナルケア)	終末期の医療・看護・介護。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重したケア中心の包括的な援助を行うこと。身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行う。
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいづくり、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人。
身体拘束	介護サービス等の利用者の行動を制限する行為。例えば、車いすやベッドに縛るなどして固定すること、特別な衣服によって動作を制限すること、過剰に薬剤を投与し行動を抑制すること、鍵付きの部屋に閉じ込めることなどが該当する。身体拘束は利用者に対して身体的・精神的・社会的な弊害をもたらすことが多いことから、介護保険制度では身体拘束を原則禁止している。
生活支援体制整備事業	地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体を設置し、サービスが創出されるよう取り組みを行う事業。 ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ニーズとサービスのマッチングを総合的に推進していく。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護などを行う。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もある。

た行

第1号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人。
団塊の世代	第一次ベビーブームとなった戦後復興期の昭和22年から昭和24年頃に生まれた世代。
短期入所生活介護, 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して、日常生活の介護や機能訓練が受けられる。
短期入所療養介護, 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医学的管理の下に日常生活の看護や機能訓練が受けられる。
地域ケア	高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える仕組み。
地域支援事業	要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。
地域福祉	地域社会を基盤に住民参加による協働に基づいて福祉コミュニティを構築し、住民一人ひとりの生活保障を実現していく考え方。
地域包括ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療及び福祉サービス、地域資源の活用の検討や総合調整等を行うために設置した検討組織。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも暮らすことができるように、医療、介護、見守り等の生活支援サービス、住まいなどが日常生活圏域内で用意され、包括的、継続的に提供できる仕組み。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等の様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していく機関。 基本機能として、①地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応等権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」②要支援認定者の予防プラン作成を行う「介護予防マネジメント」③介護サービス以外の様々な生活支援、要介護認定者への支援を行う「包括的・継続的ケアマネジメント」を担っている。
地域密着型サービス	高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、平成18年の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービスのこと。市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに、日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整し、地域の実情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。
通所介護, 介護予防通所介護	デイサービスセンター等の事業所で、要支援・要介護者が健康チェック、日常生活訓練、レクリエーション、入浴等の介護を日帰りを受けられる。

通所リハビリテーション, 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所等で、要支援・要介護者が機能訓練や入浴等を日帰りで受けられる。
特定施設入居者生活介護, 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に入所して、日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の世話を受けられる。
特定入所者介護サービス費	低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合や低所得の要支援者が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について支給される費用。
特定福祉用具販売, 特定介護予防福祉用具販売	要支援・要介護者に年間（4月～3月）で10万円を上限に、直接身体に触れて使用される腰掛便座や入浴補助用具等のレンタルには適さないものについて、購入費の9割分（9万円）までが払い戻される。
閉じこもり	高齢者の生活の行動が家の中に限られて、日常生活の範囲が非常に狭くなっている状態のこと。隣近所、買い物、通院など含め1週間に1回未満の外出頻度が閉じこもり状態とされ、心身の活動の低下に繋がる。

な行

ニーズ	要求。必要（物）。需要。利用者の望むもの。
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険事業計画からは市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤を整備することとなった。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、定めることとなっている。
日常生活支援	介護保険で自立と認定された方やひとり暮らしの方など、高齢者の方が安定した日常生活が送れるよう支援するサービスの概要。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞の動きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態。
認知症総合支援事業	保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による、認知症の早期における症状悪化の防止のための支援、その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業。認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を設置することにより、認知症ケア向上の推進を図る。
認定調査	介護認定審査の際に、市町村の訪問調査員が被保険者を訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行う調査。
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者が家庭や地域で普通に生活し、活動できる社会づくり。

は行

バリアフリー	障がいのある人が社会生活や社会参加を困難にしている社会、制度、習慣、心理、物質、教育等すべての障壁の除去を行うこと。
標準的居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売のサービスをいう。
福祉用具貸与、 介護予防福祉用具貸与	要支援・要介護者の自立を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための歩行器や車いす等の福祉用具をレンタルすることができる。
訪問介護、 介護予防訪問介護	要支援・要介護者に対して、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助等を行う。
訪問看護、 介護予防訪問看護	医師の指示に基づいて、看護師や理学療法士等が、要支援・要介護者の家庭を訪問し、健康状態のチェックや療養上の世話をを行う。
訪問入浴介護、 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車等が要支援・要介護者の家庭を訪問し、入浴介助を行う。
訪問リハビリテーション、 介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示に基づいて、保健師や作業療法士等が、要支援・要介護者の家庭を訪問し、機能訓練を行う。

ま行

民生委員・児童委員	地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、また、児童福祉法により児童委員を兼ねる。
モニタリング	ケアマネジメントの過程の1つ。ケアプランに照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分か、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。モニタリングされた事項は、ケアチームにおいて評価され、必要に応じてケアプランの変更を検討する。

や行

ユニバーサルデザイン	すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り使いやすい製品・建物、空間をデザインする。
要介護度	要介護度は、要支援1・2、要介護1～5の7段階に区分される。要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かを、市町村に設置される介護認定審査会で判定する。居宅サービスでは、要介護度ごとに、1か月に利用できるサービス費の上限額（区分支給限度額）が定められている。

<p>養護老人ホーム</p>	<p>身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的な理由で自宅において生活することが困難な高齢者が入所できる施設。身体機能は自立が基本。個人と施設の契約による契約施設ではなく、市が入所の必要を決定し入所する措置施設。</p>
<p>要支援・要介護 (要支援状態・要介護状態)</p>	<p>介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、要支援1・2、又は要介護1～5と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができる。 要支援状態とは、身体上若しくは精神上的の障がいがあるため、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減、若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ又は身体上若しくは精神上的の障がいがあるために6か月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう。 要介護状態とは、身体上又は精神上的の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいう。</p>
<p>予防給付</p>	<p>要支援1・2の認定を受けた介護保険の被保険者に対する保険給付のこと。給付の内容は、介護給付から施設サービスに係る給付等が除外され、その他は介護給付に準じている。</p>

ら行

<p>リハビリテーション</p>	<p>介護予防、重度化予防の観点で、施設から在宅まで障がいのある人や高齢者が、機能訓練だけでなく生活機能の向上を目指した活動に取り組むこと。</p>
------------------	--

総社市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

平成27年3月

発行 総社市役所 保健福祉部 介護保険課

住所 〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

TEL0866-92-8369 FAX 0866-92-8385
